

個人情報保護法について

平成31年4月16日

奈良総合法律事務所

弁護士 荒木 秀夫

1 用語の確認

(1) 個人情報

- (ポイント) ・特定の個人を識別できる情報
・生きている人の情報

(個人情報の例)

- ・氏名、性別、生年月日、住所、年齢
- ・本人の心身の状況、財産に関する情報、職種、肩書など
- ・防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報
- ・顔、指紋・掌紋、虹彩、手指の静脈、声紋、DNAなど
- ・運転免許証番号、旅券番号（個人識別符号。新法で追加）

(2) 個人情報データベース等

- (ポイント) ・個人情報の集合体
・容易に検索が可能

(個人情報データベース等の例)

- ・コンピュータで検索可能なデータベース
- ・五十音順に従って整理した個人シート

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報

2 規制の対象

ア 個人情報データベース等を事業の用に供している者（＝事業者）

イ 5000人要件は撤廃

3 法律でどのように保護されているか

ア 利用目的規制

(ア) 利用目的の特定

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならない（法15条1項）。

(イ) 利用目的による制限

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない（法16条1項）。

イ 安全管理

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない（法20条）。

ウ 第三者への提供規制

個人情報取扱事業者は、原則として本人の同意を得なければ、個人データを第三者に提供してはならない（法23条）。

(例外)

- ・法令に基づく場合（虐待防止法に基づく通報等）
- ・生命・身体・財産の保護のため必要で、本人の同意を得ることが困難な場合等

エ 開示請求

個人情報取扱事業者は、本人から保有個人データの開示請求を受けたときは、原則として開示しなければならない（法28条）。

オ 違反した場合

個人情報保護委員会による勧告→命令（法42条）

命令に従わない場合には罰則あり（法84条）